

恵庭市保育に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月14日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第25号

恵庭市保育に関する条例等の一部を改正する条例

(恵庭市保育に関する条例の一部改正)

第1条 恵庭市保育に関する条例（昭和48年条例第13号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第1条の2（略） (保育の必要性の認定基準及び保育所における保育) 第2条 市長は、小学校就学前子どものうちその保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合には、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の規定により家庭において必要な保育を受けることが困難であると認定することができる。 (1)～(11)（略） 2・3（略）	第1条・第1条の2（略） (保育の必要性の認定基準及び保育所における保育) 第2条 市長は、小学校就学前子どものうちその保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合には、子ども・子育て支援法第19条第2号又は第3号の規定により家庭において必要な保育を受けることが困難であると認定することができる。 (1)～(11)（略） 2・3（略）

現行	改正案
第 3 条～第 8 条 (略)	第 3 条～第 8 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 23 条 (略)	第 1 条～第 23 条 (略)
(保育の内容)	(保育の内容)
第 24 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に <u>応じた保育を提供しなければならない。</u>	第 24 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に <u>応じた保育を提供しなければならない。</u>
第 25 条～第 41 条 (略)	第 25 条～第 41 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の一部改正)

第 3 条 恵庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例（平成 26 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 3 条 (略)	第 1 条～第 3 条 (略)
(利用定員)	(利用定員)
第 4 条 (略)	第 4 条 (略)
2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 <u>法第 19 条第 1 項第 3 号</u> に規定する小学校就学前子どもの区分にあっては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子ども	2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 <u>法第 19 条第 3 号</u> に規定する小学校就学前子どもの区分にあっては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子ども

現行	改正案
<p>に区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に規定する小学校就学前子どもの区分</p>	<p>に区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条各号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1号 _____ に規定する小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第2号 _____ に規定する小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に規定する小学校就学前子どもの区分</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に規定する小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号 _____ に規定する小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に規定する小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受け</p>	<p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号 _____ 又は第3号に規定する小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受け</p>

現行	改正案
<p>る必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>る必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>4・5 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第2号</u>又は第3号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>(受給資格等の確認)</p>	<p>(受給資格等の確認)</p>
<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)を確認するものとする。</p>	<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)を確認するものとする。</p>
<p>第9条～第12条 (略)</p>	<p>第9条～第12条 (略)</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p>
<p>第13条 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受け</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受け</p>

現行	改正案
<p>ることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれに定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7 万 7,101 円</p> <p>(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5 万 7,700 円(令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7 万 7,101 円)</p> <p>イ 次に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に 3 人以上いる場合であつてそれぞれに定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当する物を除く。)</p> <p>(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に規定する</p>	<p>ることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれに定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第 19 条第 1 号 _____ に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7 万 7,101 円</p> <p>(イ) 法第 19 条第 2 号 _____ に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5 万 7,700 円(令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7 万 7,101 円)</p> <p>イ 次に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に 3 人以上いる場合であつてそれぞれに定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当する物を除く。)</p> <p>(ア) 法第 19 条第 1 号 _____ に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第 19 条第 2 号 _____ に規定する</p>

現行	改正案
<p>小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>第14条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>
<p>第15条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条)の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項)の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第16条～第19条 (略)</p>	<p>第16条～第19条 (略)</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>	<p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子ども</p>	<p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号)に規定する小学校就学前子ども</p>

現行	改正案
<p>もの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5)～(11) (略)</p>	<p>もの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5)～(11) (略)</p>
<p>第 21 条～第 34 条 (略)</p>	<p>第 21 条～第 34 条 (略)</p>
<p>(特別利用保育の基準)</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p>
<p>第 35 条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 2 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 2 号に規定する小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同</p>	<p>第 35 条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第 19 条第 1 号 _____ に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 号 _____ に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 2 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 2 号 _____ に規定する小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同</p>

現行	改正案
<p>じ。)」と、「同号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、</p>	<p>じ。)」と、「同号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号_____に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号_____に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号_____に規定する小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、</p>

現行	改正案
<p>前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子ども」と、「同号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に規定する小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p>	<p>前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号_____に規定する小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号_____に規定する小学校就学前子ども」と、「同号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に規定する小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p>
<p>(利用定員)</p>	<p>(利用定員)</p>
<p>第37条 (略)</p>	<p>第37条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第15号)第34条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設</p>	<p>3 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号_____に規定する小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第15号)第34条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設</p>

現行	改正案
<p>を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に規定する小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に規定する小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>
<p>第38条 (略)</p>	<p>第38条 (略)</p>
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第39条 (略)</p>	<p>第39条 (略)</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に規定する小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に規定する小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に規定する小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に規定する小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>第40条～第43条 (略)</p>	<p>第40条～第43条 (略)</p>
<p>(特定地域型保育の取扱方針)</p>	<p>(特定地域型保育の取扱方針)</p>

現行	改正案
<p>第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
<p>第 45 条～第 50 条 (略)</p>	<p>第 45 条～第 50 条 (略)</p>
<p>(特別利用地域型保育の基準)</p>	<p>(特別利用地域型保育の基準)</p>
<p>第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項及び第 3 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項及び第 3 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第 40 条第 2 項を除き、前条</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第 40 条第 2 項を除き、前条</p>

現行	改正案
<p>において準用する第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に規定する小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第 3 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に規定する小学校就学前子ども」とあるのは「同項第 3 号に規定する小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」</p>	<p>において準用する第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 3 号 _____ に規定する小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号 _____ に規定する小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第 3 号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号 _____ に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に規定する小学校就学前子ども」とあるのは「同条第 3 号に規定する小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 号 _____ に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」</p>

現行	改正案
<p>とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>	<p>とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>
<p>(特定利用地域型保育の基準)</p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p>
<p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項及び第3項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認</p>	<p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項及び第3項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に規定する小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認</p>

現行	改正案
<p>定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)と、「法第 29 条第 3 項第 2 号に規定する額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の市町村が定める額」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども(令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p> <p>第 53 条～第 55 条 (略)</p>	<p>定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)と、「法第 29 条第 3 項第 2 号に規定する額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の市町村が定める額」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども(令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p> <p>第 53 条～第 55 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、令和 5 年 9 月 16 日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日から施行する。